

X

# 3月決算会社の開示動向を参考に サステナビリティ関連情報の 開示上の実務ポイント

有限責任あずさ監査法人  
公認会計士 西埜 慎一

## 【この章のエッセンス】

- 12月決算会社では2023年度の有価証券報告書から、サステナビリティに関する開示が新たに要求されるほか、コーポレート・ガバナンスに関する開示の拡充が必要となるが、開示にあたって留意すべき点が少なくない。
- たとえば、サステナビリティに関する開示にあたっては、投資家に有用な情報を提供する観点から、有価証券報告書の他の箇所に開示されている経営方針・経営戦略等との整合性を意識して説明することが望ましいと考えられる。
- また、有価証券報告書における開示にあたって公表されている他の書類を参照する場合には、その範囲が適切なものとなっているか（投

資家にとって真に必要な情報まで参照していないか）等の点に留意することが重要と考えられる。

## はじめに

金融庁は、2023年1月31日に「企業内容等の開示に関する内閣府令」等の改正（以下、「改正開示府令等」という）を公布・施行した。改正開示府令等は、2023年3月31日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書等から適用されており、主に次の開示に関する要求事項が新設または拡充されている。

○サステナビリティに関する企業の取組みの開示

・サステナビリティ全般に関する開

示

・人的資本、多様性に関する開示

○コーポレート・ガバナンスに関する開示

取締役会等の活動状況

・内部監査の実効性

・政策保有株式の発行会社との業務提携等の概要

○「戦術」および「指標及び目標」について重要ではないと判断して記載しない場合、当該判断やその根拠の開示を行うことが期待されている。

本章では、改正開示府令等に準拠して有価証券報告書等を初めて開示することになる12月決算会社がどのような点に留意することが望まれるかについて、2023年3月期の開示状況を踏まえてポイントを解説する。なお、本章中の意見にわたる部分は筆者の私見であることを申し添える。

## サステナビリティ全般に関する開示

### (1) 開示の構成要素

【ポイント】

○「サステナビリティに関する考え方及び取組の開示においては、「ガバナンス」および「リスク管理」は、すべての企業において開示が求められる一方、「戦略」および「指標及び目標」については、各企業が重要と判断したサステナビリティ事項に限って開示が求められている。

○「戦術」および「指標及び目標」について重要ではないと判断して記載しない場合、当該判断やその根拠の開示を行うことが期待されている。

改正開示府令等により、有価証券報告書の「第一部 企業情報」の「2 事業の状況」において、新たに「サステナビリティに関する考え方及び取組」の記載欄が新設された。当該記載欄では、「ガバナンス」、「戦略」、「リスク管理」および「指標及び目標」の4つの構成要素が設けられている。